

江畑地区において、用地取得に着手いたしました。

御 挨拶

いわき建設事務所長 前田 和則



平成27年4月1日よりいわき建設事務所長に着任しました前田和則でございます。

着任に当たりまして、御挨拶申し上げます。

いわき建設事務所では、東日本大震災以来、津波被災地の復旧・復興や復興公営住宅の整備はもとより、ふくしま復興再生道路の1つである「小名浜道路」の整備を重点的に取り組んでおります。

「小名浜道路」は、広域物流ネットワークの強化によって避難地域の復興を支援するとともに、小名浜港背後地整備事業と連携し、当該地域の産業・観光振興の拠点化を支援するものです。

今年度からは、さらに事務所内の組織体制を拡充し、平成33年度供用開始を目指し総力を挙げて取り組んで参ります。

今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

■設計協議調印式（江畑地区）について

地元の皆様との設計協議が合意に至った江畑地区では、去る2月10日に、江畑区長様ご立会の下、いわき市と福島県との間で設計協議調印式を執り行いました。

これにより、江畑地区では、ご協力いただく用地幅が決定し、用地取得を進めさせていただく運びとなりました。



■各地の設計協議予定について

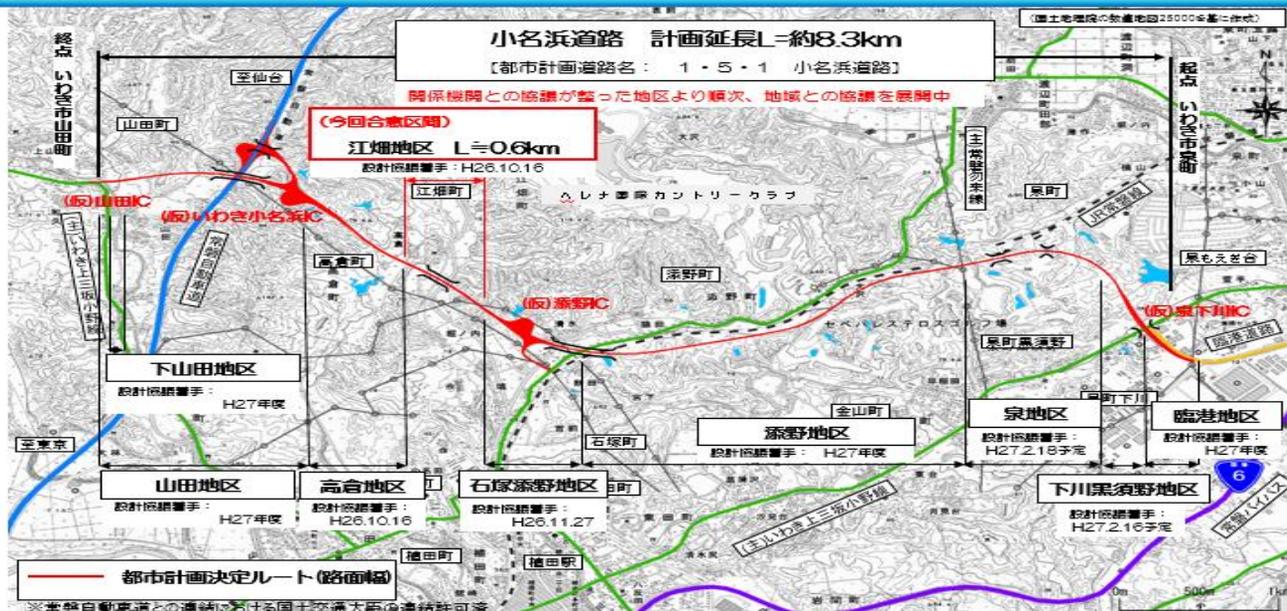
昨年11月より各地区ごとに順次着手しております設計協議は、4月当初現在で4地区で展開させていただいております。

まだ着手できていない地区につきましても、図面の準備ができ次第、順次開催させていただきますので、具体的な日時、場所が決まりましたら各戸回覧にてお知らせいたします。

皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。



●設計協議着手状況



■用地補償説明会について

江畑地区では、去る1月29日に地権者の皆様にお集まりいただき、用地補償説明会を開催いたしました。

用地補償説明会とは、用地などのご協力をいただく皆様を対象として、損失補償の流れや基本的な考え方などを説明する説明会となります。

皆様には、どのようにご自身の土地が買い取られ、また建物等が補償されるかということが、気がかりなことと思われます。設計協議が固まった地区より順次開催させていただきますが、是非ご参加いただき、少しでもご理解を深めていただければ幸いです。

説明会(江畑地区)での主な質問とその回答

Q：土地単価は各地区ごとにばらつきはでないのか？

A： 地区ごとの状況に合わせた価格を算定しますが、まず小名浜道路全線に渡り価格の均衡を図った上で、各地区の個別の用地について価格を算定しますので、極端なばらつきなく整合性のとれた単価となります。

Q：事業用地以外の残地は買い取ってもらえるのか？

A： 基本的に、道路に必要な残地を買い取ることはできません。場合によっては、土地の価格の下落分を残地補償という形で金銭補償いたします。

なお、残地に関しては様々な事情があることから詳しくは個別にお話をお聞きします。

Q：農地について、今年の作付けをしても良いか？

A： 用地提供に御協力いただいた場合、事業用地については、作付けをご遠慮いただくこととなりますが、残地に関しては作付けしてかまいません。(工事を他地区より先行させる江畑地区の場合です。その他の地区については、例年どおり作付けしてかまいません。)

なお、必要な場合には、工事又は金銭補償による畦畔補償をさせていただきます。

■用地取得の手順について

用地補償説明会が終了した地区より、補償額の算定作業を経て、個別の用地協議を実施させていただきます。

用地協議は、職員がご自宅などにお伺いし、契約内容の説明をさせていただきます。

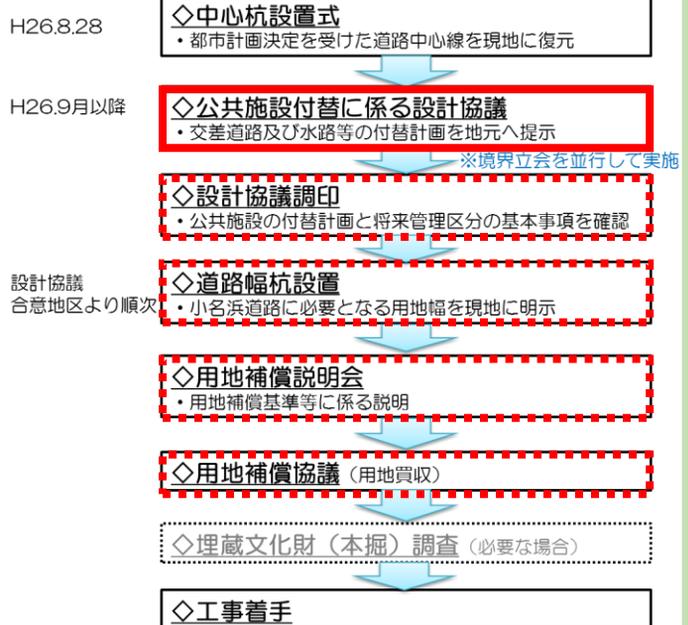
地権者の方々と相互理解を深めながら、丁寧なご説明に努めますので、よろしく願いいたします。

2 用地取得の手順

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 事業説明会 | ⑦ 建物等の調査 |
| ↓ | ↓ |
| ② 測量 | ⑧ 建物等の補償額算定 |
| ↓ | ↓ |
| ③ 設計に関する説明会 | ⑨ 契約内容の説明 |
| ↓ | ↓ |
| ④ 用地幅杭の設置 | ⑩ 契約の締結 |
| ↓ | ↓ |
| ⑤ 用地補償説明会 | ⑪ 補償金の支払い |
| ↓ | ↓ |
| ⑥ 土地価格の算定 | ⑫ 土地の引渡し |

※用地補償説明会資料より

■工事着手までの流れ



福島県いわき建設事務所

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地

電話 0246-24-6220、FAX 0246-24-6256

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/>

